

慈生会訪問看護ステーションとまと運営規程

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護)

一、(事業の目的)

第1条 この規定は、医療法人慈生会が設置する慈生会訪問看護ステーションとまと（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることによりステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称：慈生会訪問看護ステーションとまと

(2) 所在地：広島県福山市王子町一丁目6番17号

二、(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名

管理者は所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。ただし管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(2) 看護師：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5名以上（内、常勤1名以上）
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師は除く）、訪問看護を担当する。

- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：1名以上
訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

三、（営業日及び営業時間等）

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) ステーションの営業日は、国民の祝祭日・盆休み（8月13日～15日）、年末年始（12月30日～1月3日）等を除く月曜日から土曜日までとする。
- (2) 営業時間は、月曜日から土曜日までは8時30分から17時30分とする。
- 2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

（訪問看護の利用時間及び利用回数）

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。ただし、医療保険適用となる場合は除く。

（訪問看護の提供方法）

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等、関係機関に調整を求め対応する。

四、（訪問看護の内容）

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- (2) 診療の補助
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (3) リハビリテーションに関すること。
- (4) 家族の支援に関すること。
家族への療養上の指導・相談。

（利用料等）

第10条 ステーションは基本利用料として介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は介護報酬告示上の額の1割又は2割又は3割を徴収するものとする。ただし、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。医療保険での訪問看護を提供した場合の利用料は、健康保険法に基づき定められた額とする。

- 2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、事業所で定めた額を利用者から受けるものとする。

- (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置
- (2) 次条に定める通常の事業の実施地域を越えた場合の交通費はその実額を徴収する。
- (3) 当日利用者の都合による利用キャンセルの場合はキャンセル料を徴収する。ただし、やむを得ない事情があると管理者が認めるときは、この限りでない。

五、(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は福山市内とする

六、(緊急時等における対応方法)

第12条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

七、(虐待防止に関する事項)

第13条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 前項第1号に規定する委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

- 3 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

八、(その他運営に関する重要事項)

第14条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次にあげる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年3回以上

- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管しなければならない。(医療及び特定療養費に係る療養に関する記録は3年間、診療録は5年間保管とする。

(相談・苦情)

第15条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応する。

- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

- 第16条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
 - 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(雑 則)

- 第17条 この規定に定めるもののほか、ステーションの運営に関し、特に重要事項は、理事会の承認を得て理事長が定める。

附 則

- この規程は、平成11年11月1日から施行する
平成14年7月1日から変更とする
平成17年4月1日から変更とする
平成18年8月1日から変更とする
平成20年7月1日から変更とする
平成21年4月1日から変更とする
平成23年11月1日から変更とする
平成26年6月1日から変更とする
令和元年9月1日から変更とする
令和5年4月1日から変更とする（従業者の職種、員数及び職務の内容の変更）
令和5年12月1日から変更とする（住所変更）
令和6年4月1日から変更とする（虐待防止に関する事項の追記）